

特集

令和6年能登半島地震 被災地支援の取り組み

災害義援金・支援金にご協力を

今年1月1日に発生した能登半島地震で被災されたかたを支援する義援金、被災されたかたへの直接的な支援をおこなうボランティア団体やNPOなどの活動を支援するための支援金の受け付けをおこなっております。

義援金については、本会窓口(本所・東部支所・西部支所)に募金箱を設置しています。支援金については、本会窓口にてお申し出ください。

お預かりした義援金・支援金は、中央共同募金会へ送金し、義援金については被災県に設置される義援金配分委員会において取りまとめられ、各市町村を通じて被災者へ配分されます。また、支援金については、中央共同募金会にて設置された運営委員会、審査委員会にて審査され、被災者支援に取り組むボランティア団体やNPOなどに助成されます。



被災地支援活動助成金～被災地でのボランティア活動を応援します～

地震や豪雨災害などによる災害被災地支援を目的に現地の「災害ボランティアセンター」を通じて、支援活動を行う市内在住・在勤者に対して活動費を助成する取り組みを行っています。

申請受付 毎年4月から翌年3月まで

助成金額 活動1日につき5,000円

※年度内の助成金の上限額は5万円(10日間の活動)

※災害ボランティアセンターを通して行ったボランティア活動が対象で、

申請には災害ボランティアセンターが発行する活動証明書が必要です。

対象 (次に掲げる要件をすべて満たすかた)

- ① 18歳以上の稲沢市在住又は在勤のかた
- ② 稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンターに個人ボランティア登録をしていること
- ③ 被災地の社会福祉協議会が運営する「災害ボランティアセンター」の活動証明書を得られること
- ④ 活動先の被災地は、稲沢市役所から活動先となる市町村の庁舎所在地までの直線距離が片道30km以上離れた地域であること

申請方法

- ・「被災地支援活動助成金交付申請書」に必要事項を記入し、必要書類とともに社会福祉協議会本所又は稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンター窓口へご提出ください。(郵送可)
- ・申請書類の様式は、本会窓口又はWEBサイトから取得ください。
- ・必要書類など詳細は、本会WEBサイトでご確認ください。

問合せ先 社会福祉協議会本所 地域福祉グループ ☎0587-23-6713

稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンター ☎0587-33-6400



稲沢市
社会福祉協議会
WEBサイト

